

令和7年9月9日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

笠間市長 山口 伸樹

市町村名 (市町村コード)	笠間市 (08216)	
地域名 (地域内農業集落名)	旧南川根村地区 (土師、押辺、安居)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月3日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・耕作者の高齢化が進んでおり後継者もないため、若い耕作者の育成及び確保が必要。
・農地周りの草刈り作業について、地域住民の協力が得られず担い手への負担が大きくなってきている。集約を進めるにあたっても対策が必要。
・酪農家が広く営農しているため、酪農家が減ってしまった場合、遊休農地の増加が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・現在、押辺・安居地区でパイプラインの事業が始まり、新たに土地改良を要望するところはない。土地改良をした農地は、これからも守っていく。
・耕作をやめる農地については、農地中間管理事業を活用していき、耕作者同士で営農意向の確認をしながら集約にもつなげていく。
・個人農家での営農には限界があると思うので、将来的には地域で営農組合を作り、規模拡大していく必要がある。
・新規就農者と指導者のマッチング等の事業を活用し、新たな担い手の受け入れを促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	721 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	721 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に集積・集約化を進める。また、畑については規模拡大を検討している栗農家等への集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農家の減少等により空き農地が出た場合も、農地中間管理事業を積極的に活用し、栗農家等の担い手へ効率的な農地の貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
新たに基盤整備事業に取り組む予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、農業協同組合、土地改良区等との相互の連携を強化し、多様な経営体の確保・育成に努める。また、地域の担い手での営農組合の設立等も検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところは、農業支援サービス事業者等への農作業委託を活用する予定はないが、新規就農者と指導者のマッチングサポート等の事業があれば活用したい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--